

社会福祉法人川越市社会福祉協議会虐待防止のための指針

社会福祉法人川越市社会福祉協議会虐待防止委員会設置要綱（令和7年規程第3号）第3条第1項第1号の規定に基づき、社会福祉法人川越市社会福祉協議会虐待防止のための指針（以下「指針」という。）を次のように定める。

1 虐待防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人川越市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「児童虐待の防止等に関する法律」等の関係法令の理念に基づき、虐待の防止、予防及び早期発見・早期対応を徹底するため、指針を策定し、本会のすべての職員が指針を遵守して、業務にあたることとする。

2 虐待の定義

(1) 身体的虐待

暴力行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

(3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 虐待防止委員会その他本会の組織に関する事項

- (1) 本会は、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生防止及び早期発見・解決への組織的な対策に取り組むことを目的に、「虐待防止委員会」を設置する。
- (2) 事務局長は、「虐待防止責任者」として、本会における虐待等の発生防止及び早期発見・解決への対応を指示する。
- (3) 所属長等は、「虐待防止担当者」として、各課における虐待等の発生防止及び早期発見・解決への適切な対応を図る。
- (4) 「虐待防止委員会」の目的を達成するため、各課において「虐待防止検討会議」を開催する。

4 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員を対象とした虐待防止に関する研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、指針に基づき権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は、年1回以上行い、新規採用時には虐待防止のための研修を実施する。
- (3) 外部機関等による研修会等にも積極的に参画し、利用者へのサービスの質の向上に努める。
- (4) 虐待防止責任者及び虐待防止担当者は、本会における身体拘束等の防止を図らなければならない。身体拘束を行う場合には、身体拘束等の適正化のために、以下を記録し、対策のために委員会で年1回以上検討しなければならない。
 - ア 身体拘束等の様態・時間、利用者の心身の状況
 - イ 身体拘束等を行わざるを得ない緊急やむを得ない理由
 - ウ その他必要な事項

5 虐待が発生した場合の対処方法に関する基本方針

- (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに川越市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、川越市及び川越警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

6 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、指針に従って対応することとし、相談窓口は、虐待防止担当者とする。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が疑われる場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待が発生した場合は、虐待防止責任者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における虐待等は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待等の早期発見に努める。
- (5) 事業者内で虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、事実を公表し、関係機関や地域住民等に説明を行う。

7 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関の窓口、川越市成年後見センター、身元引受人等と連携し、成年後見制度の利用を支援する。

8 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- (1) 虐待等の苦情相談については、虐待防止担当者は受け付けた内容を虐待防止責任者に報告する。
- (2) 虐待等の苦情相談として受け付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払い対処する。
- (3) 相談受付後の対応は、「6 虐待が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。
- (4) 必要に応じて、対応の結果は相談者にも報告する。

9 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、指針をいつでも閲覧できるように、事務室等に備え付ける。また、本会のホームページにも公開する。

附 則（令和7年規程第4号）

この指針は、令和7年2月1日から施行する。